

社会福祉法人広島県同胞援護財団定款

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人広島県同胞援護財団(以下「法人」と言う。)は、法人理念に基づき、利用者との信頼関係を構築し、多様な福祉サービスが利用者一人ひとりの意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた自立した生活を地域社会において安心して営むことができるよう真心をもって支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 母子生活支援施設の経営
- (ロ) 児童養護施設の経営
- (ハ) 児童心理治療施設の経営
- (ニ) 養護老人ホームの経営
- (ホ) 特別養護老人ホームの経営
- (ヘ) 障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ハ) 一時預かり事業の経営
- (ニ) 子育て短期支援事業の経営
- (ホ) 児童家庭支援センターの経営
- (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ト) 老人デイサービス事業の経営
- (チ) 老人短期入所事業の経営
- (リ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヌ) 一般相談支援事業の経営
- (ル) 特定相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人広島県同胞援護財団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島市中区大手町三丁目9番25号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。
 - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関

する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産および公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、広島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対

して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会

において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 地域包括支援センター事業

(2) 東広島市障害者等相談支援事業の受託経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人広島県同胞援護財団の掲示場に掲示するとともに、

官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事 河野正郎

〃 向井佐歳

〃 河野光治

〃 小林槌雄

〃 北村孝義

〃 谷山源睦

監事 田中武雄

〃 木村清蔵

附則（平成29年2月14日広島市長認可）

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

厚生省、広島県および広島市定款変更認可・変更記録

認可年月日	認可番号	摘要
昭和27年 5月17日	厚生省広社 第 295号	財団法人から社会福祉法人への組織変更認可
〃 28年12月21日	〃 第 312号	
〃 29年11月16日	〃 第 459号	
〃 30年 3月31日	〃 第 105号	
〃 31年 3月24日	〃 第 120号	
〃 31年 9月27日	〃 第 374号	
〃 32年 4月 2日	〃 第 121号	
〃 33年 3月12日	〃 第 77号	
〃 34年 7月 9日	〃 第 299号	
〃 34年11月18日	〃 第 467号	
〃 35年 6月 3日	〃 第 190号	
〃 38年 8月 5日	収 社 第 373号	
〃 39年 4月 1日	〃 第 182号	
〃 40年11月 1日	社 庶 第 503号	
〃 41年 6月 4日	〃 第 213号	
〃 41年 9月19日	〃 第 383号	
〃 42年12月15日	〃 第 488号	
〃 44年 4月 8日	〃 第 143号	
〃 46年 3月31日	厚生省社 第 247号	
〃 46年10月14日	〃 第 615号	
〃 47年11月 2日	〃 第 815号	
〃 48年12月11日	〃 第 1137号	
〃 50年 3月28日	〃 第 228号	
〃 52年 4月22日	〃 第 404号	
〃 55年 1月21日	〃 第 34号	
〃 57年 2月 8日	〃 第 101号	
〃 59年10月 9日	〃 第 812号	
〃 60年 6月24日	〃 第 538号	
〃 60年12月 4日	〃 第 930号	
〃 62年 5月23日	広島県指令福指 第 15号	
〃 63年 6月13日	〃 第 21号	
平成 4年 3月23日	〃 第 68号	
〃 6年 2月25日	広島県指令社 第 50号	
〃 11年 1月27日	〃 第 67号	
〃 11年 4月15日	〃 第 9号	
〃 14年10月23日	広島県指令福指 第 23号	
〃 16年 5月 6日	広島県指令福指 第 13号	
〃 17年 8月 8日	広島県指令福指 第 24号	
〃 19年 1月26日	広島県指令地福 第 74号	
〃 19年 5月22日	広島県指令地福 第 11号	
〃 21年 8月12日	広島県指令地福 第 55号	
〃 22年 2月 4日	広島県指令地福 第 96号	
〃 23年 8月 3日	広島県指令地福 第 49号	
〃 24年 6月29日	広島県指令地福 第 42号	
〃 24年10月 2日	広島県指令地福 第 87号	
〃 25年 5月22日	広島県指令地福 第 21号	
〃 27年 3月 2日	広島県指令地福 第10239号	
〃 27年 5月26日		変更届出書のため認可番号なし
〃 28年10月13日	広島市指令健監 第 24号	
〃 29年 1月11日	広島市指令健監 第 54号	
〃 29年 2月14日	広島市指令健監 第 109号	
〃 29年 7月12日	広島市指令健監 第 10号	

(別表)

基本財産の表示

1. 建物の部(登記簿表示による)

(1) 養護・特別養護老人ホーム、デイサービスセンター 緑ヶ丘静養園

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²
広島県広島市安佐北区可部六丁目 1761番地 1763番地 1761番地地先	老人ホーム	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	870.16
〃 〃	倉庫	コンクリートブロック造 スレート葺平家建	4.62
〃 1761番地 1786番地1 1788番地1 1761番地地先	老人ホーム	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建	3,661.34
〃 1761番地	茶室	木造亜鉛メッキ鋼板スレート葺 平家建	22.17
〃 〃	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	72.68
〃 1788番地1 1786番地1	老人ホーム	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	306.75
〃 甲1435番地 1434番地4	居宅	木造瓦葺平家建	66.50
小 計	7棟		5,004.22

(2) 養護・特別養護老人ホーム、デイサービスセンター 千歳園

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²
広島県広島市西区山田新町二丁目 926番地2	老人ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1 階付4階建	3,595.01
小 計	1棟		3,595.01

(3) 障害者支援施設 西志和農園

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²
広島県東広島市志和町別府字向イ山 10184番地589 10184番地29 10184番地135 10184番地28	養護所	鉄筋コンクリート造瓦葺2階建	2,769.86
〃 〃	作業場	鉄骨造セメントかわらぶき平家 建	380.00
〃 10184番地84	居宅	木造瓦葺平家建	71.92
〃 〃	〃	〃	35.96
小 計	4棟		3,257.74

(4) ホームあゆみ

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²
広島県東広島市志和町志和西字小沢 1939番地10	居宅	木造セメント瓦葺2階建	102.26
小 計	1棟		102.26

(5) さくら苑

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²
広島県広島市西区草津東二丁目 233番地6	養護所	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	2,028.12
” ”	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	4.77
” ”	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	4.77
小 計	3棟		2,037.66

(6) 高松ハイツ

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²
広島県広島市安佐北区亀山五丁目 1926番地	養護所	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺3階建	1,427.93
小 計	1棟		1,427.93

(7) 児童養護施設 子供の家三美園

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²
広島県尾道市美ノ郷町三成 字東大登372番地5 字西大登378番地1 字内郷尻2268番地	養護所	鉄筋コンクリート造 陸屋根・かわらぶき3階建	3,182.07
” ”	倉庫	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	69.39
小 計	2棟		3,251.46

(8) さくら保育所

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²
広島県広島市西区己斐中三丁目 137番地79	保育所	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	1,159.99
小 計	1棟		1,159.99

(9) 保育園ゆりかご

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²
広島県広島市中区大手町三丁目 8番地19	保育所	鉄筋コンクリート造 アルミニウム板葺4階建	217.16
〃 9番地1 9番地2 9番地3 9番地4	保育所	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1,123.22
小 計	2棟		1,340.38

(10) どうえん吉和認定こども園

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²
広島県尾道市沖側町5022番地4	保育所	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	1,139.47
小 計	1棟		1,139.47

(11) 可部南静養園

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²
広島県広島市安佐北区可部南二丁目 1406番地1	老人ホーム	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建	5,996.24
〃	倉庫	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	31.25
小 計	2棟		6,027.49

(12) メゾクオーレ

所 在	種 類	構 造	床面積 m ²
広島県広島市南区段原山崎一丁目 4番地20 4番地3 4番地19 4番地24 4番地25 4番地26	養護所	鉄骨造陸屋根3階建	1,389.33
小 計	1棟		1,389.33

合 計	26棟		29,732.94
-----	-----	--	-----------

2. 土地の部(登記簿表示による)

(1) 障害者支援施設 西志和農園

所 在	地 番	地 目	地 積 m ²
広島県東広島市志和町別府字向イ山	10184番589	宅 地	4,430.40
〃	10184番28	山 林	1,318.00
〃	10184番29	〃	2,725.00
〃	10184番84	〃	1,324.00
〃	10184番85	〃	1,377.00
〃	10184番86	〃	1,445.00
〃	10184番134	〃	1,715.00
〃	10184番135	〃	2,344.00
〃	10184番136	〃	1,168.00
小 計	9筆		17,846.40

(2) ホームあゆみ

所 在	地 番	地 目	地 積 m ²
広島県東広島市志和町志和西字小沢	1939番10	宅 地	166.95
小 計	1筆		166.95

(3) 高松ハイツ

所 在	地 番	地 目	地 積 m ²
広島県広島市安佐北区亀山五丁目	1926番	宅 地	1,895.77
小 計	1筆		1,895.77

(4) 児童養護施設 子供の家三美園

所 在	地 番	地 目	地 積 m ²
広島県尾道市美ノ郷町三成字東大登	372番5	宅 地	3,934.68
〃 字西大登	378番1	〃	3,919.89
〃 〃	378番3	雑種地	1,438.00
〃 字道面	2226番1	宅 地	1,402.60
〃 字内郷尻	2268番	〃	1,034.73
〃 字三成が丘	3016番2	雑種地	77.00
〃 〃	3152番	宅 地	55.00
小 計	7筆		11,861.90

(5) 保育園ゆりかご

所 在	地 番	地 目	地 積 m ²
広島県広島市中区大手町三丁目	8番19	宅 地	66.43
〃	9番1	〃	308.00
〃	9番2	〃	381.62
〃	9番3	〃	100.66
〃	9番4	〃	118.61
小 計	5筆		975.32

(6) 養護・特別養護老人ホーム、デイサービスセンター 千歳園

所 在	地 番	地 目	地積 m ²
広島県広島市西区山田新町二丁目	926番2	宅 地	2,788.88
小 計	1筆		2,788.88

(7) 養護・特別養護老人ホーム、デイサービスセンター 緑ヶ丘静養園

所 在	地 番	地 目	地積 m ²
広島県広島市安佐北区可部六丁目	1786番1	宅 地	376.90
〃 〃	1788番1	〃	403.54
〃 〃	1761番2	〃	38.07
〃 〃	1761番3	〃	24.17
〃 〃	1434番1	宅 地	152.55
〃 〃	1434番2	畑	9.23
〃 〃	1434番3	宅 地	9.42
〃 〃	1434番4	畑	63
〃 〃	甲1435番	畑	122
〃 〃	1436番1	田	77
〃 〃	1436番3	田	34
小 計	11筆		1,309.88

(8) さくら保育所

所 在	地 番	地 目	地積 m ²
広島県広島市西区己斐中三丁目	137番609	宅 地	1,089.57
小 計	1筆		1,089.57

(9) 可部南静養園

所 在	地 番	地 目	地積 m ²
広島県広島市安佐北区可部南二丁目	1406番1	宅地	10,701.15
小 計	1筆		10,701.15

合 計	37筆		48,635.82
-----	-----	--	-----------